

報奨金規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会（以下「法人」という。）が経営する施設の医師、看護師、准看護師、保育士、介護士、児童指導員及び生活支援員の充足を図ることを目的として定める。

(報奨金の種類)

第2条 報奨金の種類は、次のとおりとする。

(1) 紹介報奨金

(2) 情報提供報奨金

(紹介報奨金)

第3条 紹介報奨金は、第1条に掲げる職種の人材を法人又は施設に紹介したことにより採用に至った場合、紹介をした職員に支給する。

(情報提供報奨金)

第4条 情報提供報奨金は、第1条に掲げる職種の人材情報を法人又は施設に提供したことにより採用に至った場合、情報提供をした職員に支給する。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、次のとおりとする。

(1) 紹介報奨金

医師（正職員、嘱託職員又は一週当たりの所定労働日数が4日以上且つ一日当たりの所定労働時間が8時間の非常勤職員） 80,000円

看護師 50,000円

准看護師 40,000円

保育士、介護士（介護福祉士） 30,000円

介護士、児童指導員、生活支援員 20,000円

(2) 情報提供報奨金

10,000円

(報奨金の支給)

第6条 報奨金の支給は、紹介又は情報提供により採用された職員が採用後1か月を経過したときに、職員が指定する口座への振込により行うものとする。但し、採用後1か月以内に離職した場合、報奨金は支給しない。

(変更)

第7条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和4年3月1日から施行する。

「報奨金の税法上の取り扱い」について

紹介報奨金及び情報提供報奨金は、所得税法上「雑所得」となるため、市町村に住民税の申告及び税務署に所得税の確定申告を要する。

ただし、確定申告は、1か所から給与の支払いを受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額がその年に20万円を超えた場合に限る。

なお、確定申告をした場合は、税務署から各市町村へ通知されるため、住民税の申告は不要となる。